

医科点数表の解釈

平成 26 年 4 月版

Web 追補 No.14 (平成 27 年 9 月号)

平成 27 年 9 月 7 日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 平成 27 年 8 月 24 日 保医発 0824 第 5 号 (平成 27 年 8 月 24 日 適用)
 - 平成 27 年 8 月 31 日 厚生労働省告示第 352 号
 - 平成 27 年 8 月 31 日 厚生労働省告示第 353 号
 - 平成 27 年 8 月 31 日 厚生労働省告示第 357 号 (平成 27 年 9 月 1 日 適用)
 - 平成 27 年 8 月 31 日 保医発 0831 第 1 号
- Web 追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。http://www.shaho.co.jp/shaho/2014_sinryo/index.html
- 「妥結率の報告について」(平成 27 年 8 月 28 日 医療課事務連絡)、「疑義解釈資料の送付について(その 15)」(平成 27 年 9 月 3 日 医療課事務連絡)が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
226	右	下から 26～25 行目	重症又は難治性真菌感染症の患者であってトリアゾール系抗真菌剤を投与しているもの	重症又は難治性真菌感染症又は造血幹細胞移植の患者であってトリアゾール系抗真菌剤を投与（造血幹細胞移植の患者にあつては、深在性真菌症の予防を目的とするものに限る。）しているもの
226	右	下から 21 行目	〔次行に追加〕	(平 27. 8. 24 保医発 0824 5)
366	右	下から 3 行目	〔次行に追加〕	アスホターゼ アルファ製剤
366	右	下から 1 行目	(最終改正; 平成 26 年 9 月 2 日 厚生労働省告示第 340 号) 〔黄色網かけは Web 追補 No. 2 にて改正済み〕	(最終改正; 平成 27 年 8 月 31 日 厚生労働省告示第 353 号)
381	右	上から 18 行目	〔次行に追加〕	アスホターゼ アルファ製剤
381	右	上から 20 行目	(最終改正; 平成 26 年 9 月 2 日 厚生労働省告示第 340 号) 〔黄色網かけは Web 追補 No. 2 にて改正済み〕	(最終改正; 平成 27 年 8 月 31 日 厚生労働省告示第 353 号)
382	右	下から 21 行目	〔次行に追加〕	アスホターゼ アルファ製剤
382	右	下から 19 行目	(最終改正; 平成 26 年 9 月 2 日 厚生労働省告示第 340 号) 〔黄色網かけは Web 追補 No. 2 にて改正済み〕	(最終改正; 平成 27 年 8 月 31 日 厚生労働省告示第 353 号)
383	右	下から 1 行目	〔次行に追加〕	アスホターゼ アルファ製剤
384	右	上から 2 行目	(最終改正; 平成 26 年 9 月 2 日 厚生労働省告示第 340 号) 〔黄色網かけは Web 追補 No. 2 にて改正済み〕	(最終改正; 平成 27 年 8 月 31 日 厚生労働省告示第 353 号)
385	右	下から 15 行目	〔次行に追加〕	アスホターゼ アルファ製剤
385	右	下から 13 行目	(最終改正; 平成 26 年 9 月 2 日 厚生労働省告示第 340 号) 〔黄色網かけは Web 追補 No. 2 にて改正済み〕	(最終改正; 平成 27 年 8 月 31 日 厚生労働省告示第 353 号)
390	右	上から 14 行目	, 注射用抗菌薬及びエダラボン製剤 〔黄色網かけは Web 追補 No. 12 にて改正済み〕	, 注射用抗菌薬, エダラボン製剤及びアスホターゼ アルファ製剤
390	右	上から 14 行目	図 (平 26. 9. 2 保医発 0902 1) (平 27. 6. 30 保医発 0630 1) 〔黄色網かけは Web 追補 No. 12 等にて追加済み〕	図 (平 26. 9. 2 保医発 0902 1) (平 27. 6. 30 保医発 0630 1) (平 27. 8. 31 保医発 0831 1)

頁	欄	行	変更前	変更後
1108	—	上から 5 行目	(最終改正;平成27年 6 月 30 日 厚生労働省告示第305号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 12にて改正済み〕	(最終改正;平成27年 8 月 31 日 厚生労働省告示第352号)
1111	—	上から 19～20 行目	, 注射用抗菌薬及びエダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場 合に限る。) 〔黄色網かけはWeb追補No. 12にて改正済み〕	, 注射用抗菌薬, エダラボン製剤(筋萎縮性側 索硬化症患者に対して使用する場 合に限る。) 及びアスホターゼ アルファ製剤
1111	—	下から 23～22 行目	ザクラス配合錠HD, ザクラス配合錠LD, コムプレラ配合錠, トリーメク配合錠, ソバルディ錠400mg (1回の投薬量が28日分以内である場 合に限る。), ノピコールカプセル2.5 μ g及びエクリラ400 μ gジェスエア30吸入用(1回の投薬量が15日分以内 である場 合に限る。) 〔黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み〕	ザクラス配合錠HD, ザクラス配合錠LD, コムプレラ配合錠, トリーメク配合錠, ソバルディ錠400mg (1回の投薬量が28日分以内である場 合に限る。), ノピコールカプセル2.5 μ g, エクリラ400 μ gジェスエア30吸入用(1回の投薬量が15日分以内である場 合に限る。) 及びハー ボニー配合錠(1回の投薬量が28日分以内である場 合に限る。)
1173	—	上から 9 行目	(最終改正;平成26年12月22日 厚生労働省告示第481号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 6にて改正済み〕	(最終改正;平成27年 8 月 31 日 厚生労働省告示第357号)
1202	—	下から 7 行目	保育士	保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある保険医療機関にあつては, 保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)
1469	—	上から 9 行目	(最終改正;平成27年 3 月 31 日 厚生労働省告示第195号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 9にて改正済み〕	(最終改正;平成27年 8 月 31 日 厚生労働省告示第353号)
1500	—	上から 4 行目	〔次行に追加〕	アスホターゼ アルファ製剤